

# 管路こわし工認定制度

2020年11月17日

地中送電技術研究会

## 1. 目的

この制度は、地中送電技術研究会（以下、地送研という）が、地中送電線工事に従事する作業員の中で「管路こわし」「管路胴締めこわし」（以下「管路こわし」という）に従事する者を対象として、その資質と能力を合理的客観的に評価・認定する為に実施するものである。

この制度の運用に伴い、地中線管路工事において、特に重要かつ高度な技術を要する「管路こわし」を安全かつ継続的に施工可能とする事を目的として実施する。

### 【解説】

地中線管路工事において、既設設備に関連する作業は、設備損傷等により供給支障等社会的に重大な影響を及ぼす可能性を秘めている作業であり、その作業能力は非常に高いものが要求されている。しかしながら、1992年頃をピークに工事量の減少等の影響を受け、当該作業を担務する協力業者の廃業や離脱が散見されており、将来的には必要技術の維持継承が困難になる事も想定されている。

このような状況下、地中線管路工事が「魅力」と「やりがい」のある業種になると共に、減少傾向にある高度な経験と技能を持った作業員の評価認定を行うことにより、継続的に高度な「管路こわし」を安全に施工できる事が重要かつ喫緊の課題である。

以上の事から、地中線管路工事特有の作業で、特に重要かつ容易に習得出来ない「管路こわし作業」の認定を実施するものである。

## 2. 適用範囲

この制度は、地送研の会員会社又は非会員会社推薦の社員、会員会社推薦又は非会員会社の地中線管路工事に従事する協力会社(以下、申請会社)の作業員を対象とする。

なお、非会員会社とは「東京電力パワーグリッド株式会社資材調達センターで地中線管路工事登録の会社」とする。(以下、同様)

### 【解説】

地中線管路工事の中で特に重要かつ困難な作業である「管路こわし」「管路胴締めこわし」作業を対象とする事から、十分な経験と能力が必要とされている。2007年土木委員会にて実施した「地中送電管路技術・技能認定登録制度」においても、上記内容の自己申告による確認を行っているが、長期間経過している事、また非会員及び非会員会社推薦の申請会社も対象とする事もあり、今後、新規申請は最新情報・経歴記載の上、申請して頂くこととする。

## 3. 管路こわし工の定義

「管路こわし工」とは、地中線管路工事において、既設管路のこわし作業（胴締めコンクリートこわし及び全管種こわし作業、それに伴う防護作業）を実施するにあたり、その「指揮監督」及び「実際の作業」を行うものをいう。

当制度において管路こわし工資格名を「エキスパートリーダー」「エキスパート」「サブエキスパート」の三種類とする。

#### 4. エキスパートリーダー・エキスパート・サブエキスパートの定義

「エキスパートリーダー」とは、諸対策の検討や当該制度の運用の協力を主体に活動して頂き、この選定にあたっては「エキスパート」の中から土木委員会が、経歴及び能力を判定した上で推薦したものとする。今後、制度運用に伴い、更に必要とされる場合は土木委員会の判断で増員する。

「エキスパート」とは、当制度（書類審査・講習受講・筆記試験・実技試験）の合格者であり、管路こわし作業及び監督指導が可能とする。

「サブエキスパート」とは、当制度（書類審査・講習受講・筆記試験）の合格者であり「エキスパート」のもと管路こわし作業を可能とする。

#### 5. 認定の種類と従事範囲

##### 【資格の種類と従事】

- ① エキスパートリーダー：制度運用の協力及び試験実施の補助+全ての管路こわし作業及び監督指導
- ② エキスパート：全ての管路こわし作業及び監督指導
- ③ サブエキスパート：エキスパートの下での全ての管路のこわし作業

##### 【解説】

「エキスパート」は書類審査、講習受講、筆記試験格及び実技試験の合格者とする。

「サブエキスパート」は書類審査、講習受講、筆記試験の合格者とする

#### 6. 資格認定の基準

(1) 申請者は次の全ての条件を満足すること。

- a. 地送研会員会社又は非会員会社からの推薦があること。
- b. 「エキスパート」受験者は、東京電力地中線管路工事及び他電力地中線管路工事を5件以上経験していること、かつ、「管路こわし作業（名称は問わない）」を3件以上経験していること。また対象管路同一断面内に使用中のケーブルを有している管路であること。申請時経歴書を添付。
- c. 「サブエキスパート」受験者は、東京電力地中線管路工事及び他電力地中線管路工事を5件以上経験していること。申請時経歴書添付。

(2) 申請者は次の条件を総合評価して資格を認定する。

- a. 申請書類審査（エキスパート・サブエキスパート）
- b. 講習受講完了者（エキスパート・サブエキスパート）
- c. 筆記試験合格者（エキスパート・サブエキスパート）
- d. 実地試験合格者（エキスパート）

※エキスパートに関して、書類審査を経て講習受講後、筆記試験に合格し、実技試験に不合格の場合は「サブエキスパート」として認定する。

### (3) 試験結果審査

土木委員会は、試験結果の筆記試験（エキスパート・サブエキスパート）及び実技試験（エキスパート）の結果をもって合否を判定する。当該年度受験者全ての判定終了後、土木委員会は、資格研修委員会へ報告し、理事会の承認を得る。地送研事務局は、判定結果を東京電力パワーグリッド(株)工務部流通土木グループに報告する。

#### a. 認定証書・認定シール発行

土木委員会は、前項の結果に基づき認定証書並びに認定シールを発行する。

## 7. 受験費用

新規受験・更新費用は、以下の通りとする。なお、受験費用は、いかなる理由に関わらず返金しないものとする。

(会員会社及び会員会社推薦会社)

・エキスパート	20,000 円/人回	(実技試験不合格後再試験費用 実技 15,000 円/回)
認定費用	10,000 円/人回	
・サブエキスパート	5,000 円/人回	
認定費用	3,000 円/人回	
・更新	5,000 円/人回	
認定費用	3,000 円/人回	

(非会員会社及び非会員推薦会社)

・エキスパート	50,000 円/人回	(実技試験不合格後再試験費用 実技 30,000 円/回)
認定費用	30,000 円/人回	
・サブエキスパート	10,000 円/人回	
認定費用	30,000 円/人回	
・更新	10,000 円/人回	
認定費用	30,000 円/人回	

## 8. 資格更新認定の基準（エキスパート・サブエキスパート）

- (1) 資格の更新は5年毎とし、土木委員会が実施する更新研修を受講し、確認試験（筆記）の合格者を更新認定する。筆記試験が不合格の場合、有効期限以降資格を失効する。
- (2) 更新講習受講時、業務他の都合により出席が不可能な場合、推薦会社は、土木委員会に延長申請書（任意書式）提出により1年間の延長を認める。ただし、この場合、次期更新は4年とする。
- (3) サブエキスパートがエキスパートを受講し、筆記試験に合格し実技試験に不合格の場合は「サブエキスパート」の資格更新と認める。

## 9. 申請書類等の虚偽に対する措置

申請書類は、申請会社の責任ある者が事実と反することなく会社の責において申請

することとするが、経歴等に虚偽が発覚した場合は、下記の取り扱いとする。

- (1) 土木委員会が推薦会社に疑義に関する解明を求める。
- (2) 虚偽が明確であると判断された場合は、理事会の承認を得て資格を抹消し、地送研事務局より推薦会社を通して申請会社へ通達する。

#### 10. 資格認定者の取り扱い

- (1) 資格認定者の登録管理は、地送研事務局が行う。
- (2) 書類審査・講習・筆記試験・実技試験・評価は、土木委員会、資格研修土木認定部会が合同で行う。
- (3) 資格認定者の更新申請は、推薦会社を通して申請会社が行う。毎年、地送研事務局より推薦会社を通して申請会社へ、当該年度資格認定者台帳と試験案内を送付する。
- (4) 資格認定者が、申請会社を退職、所属会社を変更する場合、申請会社より推薦会社を通して地送研事務局に変更届（任意書式）を提出する。資格認定者の登録変更を地送研事務局が行う。

#### 11. 制度の改定等

本制度の制改定は、土木委員会での協議後、資格研修委員会の確認を経て理事会の議決により決定する。

なお、本制度は2012年11月18日より実施する。

2012年	11月	15日	制定
2015年	3月	16日	改定
2016年	11月	8日	改定
2018年	11月	5日	改定
2020年	11月	17日	改定